

令和元年度 第2回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時	令和元年9月2日(月)午後1時30分～午後3時30分
場 所	宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席委員	阿子島委員, 永広委員(会長), 近江委員, 川島委員(副会長), 菊池委員, 佐藤委員, 長島委員, 平吹委員
出席職員	天野文化財課長ほか

○佐藤総括 それでは、ただいまから令和元年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。それでは、開会にあたりまして、伊東教育長からご挨拶を申し上げます。

○伊東教育長 令和元年度第2回宮城県文化財保護審議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして、御指導と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、月初めの御多忙のところ、御出席を賜りましたことに重ねて感謝申し上げます。

本年4月1日施行の改正文化財保護法により、都道府県による文化財の総合的保存活用にかかる大綱の策定、市町村による都道府県の大綱を踏まえての保存活用にかかる地域計画の策定が明記されました。本日は次第にもありますとおり、本県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について諮問いたし、引き続いて協議いただく内容となっております。大綱策定にあたっては、今後、数回の協議を重ね策定を図り、最終的に答申をいただきたいと考えております。委員の皆様には、大変な御苦勞をおかけしますが、今後とも御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○佐藤総括 本日の審議会の定足数について報告いたします。委員総数11名に対しまして、8名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する、会議の定足数を満たしております。
ここで、教育委員会から本審議会に諮問がございます。まず事務局から諮問文を読み上げます。

○関口班長 宮城県文化財保護審議会議長殿、宮城県教育委員会教育長、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について。このことについて、文化財保護法第190条第3項の規定により、下記の理由を添えて審議会に諮問します。

諮問理由。

豊かな風土に恵まれた宮城県には、歴史的・自然的文化財が数多く残っています。これら貴重な文化財を未来に継承するには、文化財が地域社会に果たす役割を理解し、地域の実態を踏まえながら、将来的な計画に基づいて適切に保護していくことが求められます。

平成31年4月に施行された改正文化財保護法では、個々の文化財指定等の既往制度の一層の推進に加え、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む制度が整えられ、都道府県による域内の文化財の総合的保存活用にかかる「大綱」策定、そして市町村による都道府県の大綱を踏まえての同保存活用にかかる「地域計画」策定が明記されるに至りました。

ついては、県内の文化財の保存活用にかかり、宮城県教育委員会においてはその基本的な方向性を明確にするため、また市町村においてはそのアクションプランとなる地域計画の策定を確実に

推進するため、県内の文化財保存活用にかかる大綱の策定について、貴会に意見を求めます。

○佐藤総括

続いて、教育委員会を代表して伊東教育長から永広会長に諮問いたしたいと存じます。永広会長、伊東教育長、よろしくお願いいたします。

○伊東教育長

宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について諮問いたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤総括

協議に入ります前に、伊東教育長は次の予定がありますことから、ここで退席させていただきます。

○伊東教育長

大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤総括

それでは、これから永広会長に議事進行をお願いしたいと思います。

○永広会長

それでは皆様よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事内容の公開非公開についてお諮りします。本日の協議事項については、公開ということにさせていただきたいと思えます。皆様よろしいでしょうか。(異議なし)皆様のご賛成をいただいたということで、本日の第2回宮城県文化財保護審議会の議事については、公開とさせていただきます。まず、協議事項ですけれども、本日の協議事項は1点で、宮城県の文化財の保存活用に関わる大綱の策定についてでございます。それでは事務局から、提案をお願いいたします。

○関口班長

それでは、宮城県の文化財保存活用にかかる大綱の策定について説明させていただきます。

説明資料は、「協議」と書かれた綴りのほか、添付資料として1から6まででございます。協議綴りの1ページイ)大綱策定の背景をご覧ください。まずは今回の大綱策定の基本情報となる背景や経過について説明いたします。

先ほどの教育長からの挨拶にもありましたが、平成31年4月に改正文化財保護法が施行されました。改正の背景はここに記したとおりで、近年に至り、少子高齢化をはじめとする社会状況の変化により、一部の文化財はその保存基盤が脅かされる状況に陥っていること、またその一方で、地域振興等に貢献できる資源として、文化財に求められる役割も増大していることを起因として、検討が始まりました。

経過としては、平成29年5月の文部科学大臣から文化審議会に対する諮問を起点とし、その年の12月には資料1「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」が答申されます。

資料2がその答申の全文でございますが、時間も限られておりますので資料1概要をご覧ください。答申では「文化財を確実に継承するために、地域総がかりで方策を模索することが必要」と

し、具体的な方策として「地域における文化財の総合的な保存活用にかかる計画策定」と、裏面の「個別の文化財の保存活用計画策定、そしてその担い手の拡充」が示されております。加えて「地方文化財行政の推進力強化」として文化財にかかる体制の充実と地方の判断による柔軟な所管変更も必要と述べられております。

協議綴りの1ページ、経緯にお戻りください。この答申に基づき、国では平成30年に法改正にかかる手続きに入り、6月1日付で改正法が成立、そして本年4月の施行に至りました。

2ページ、そして資料4が改正の概要になります。今回の改正で変わったのは、文化財の保存と活用の方策がこれまでに比して明確に記されたことでございます。もともと文化財保護法では、その第1条で「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」としております。つまり、文化財の保護とは「保存」し「活用」することと、従来から明記していたところですが、実際の法文の内容としては保存に関する規定は記載されるものの、活用の具体は「公開」程度しか記されておりませんでした。これが今回の改正で、一定程度の方向性が明記されたこととなります。

具体については、先の答申の内容に沿う形で、主として3つのポイントで示されました。

まず一つ目として、「地域における文化財の総合的な保存活用」です。都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策となる「大綱」を、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な「地域計画」を作成し、国の認定を申請できるとします。大綱・地域計画の詳細はのちほど説明いたします。また市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できることとなりました。

そして2つ目として、「個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し」です。個々の文化財の保存活用にかかる計画については、文化庁ではこれまでも指導レベルで策定を推進していたところですが、これを法文化し、最終的に国の認定を受けるシステムとなりました。また、文化財の管理責任者の要件を拡大し、より柔軟な対応が可能となりました。

最後に3つ目、「地方文化財行政の推進力強化」です。これまで教育委員会の所管とした文化財保護行政を、その他文化行政やまちづくり等との一体性・関連性を考慮し、条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようになりました。

以上、改正文化財保護法の概要となりますが、ここで1ページの経緯にお戻りください。改正文化財保護法の施行後、文化庁ではその肝となる「文化財の総合的な保存活用の計画」にかかる指針の策定に入り、施行のおよそ1か月前に資料3の策定指針が示されました。

改正文化財保護法で位置付けられた大綱と地域計画の概要を指針の記載をもとに説明します。まず大綱について、添付資料3②本文の指針の2ページを御覧ください。

大綱の趣旨としては、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものとしております。また、大綱において基本方針が示されることにより、域内の市町村が相互に矛盾なく保存活用を取り組むことが可能になる、ともししております。

記載すべき事項は指針の3ページにあるとおりで、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を記載するとしております。

地域計画についても添付資料3②で説明いたします。続く4ページを御覧ください。大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとします。継続性・一貫性のある文化財の保存活用を促進するものとしします。

記載すべき事項は指針の5ページにあるとおりで、市町村の区域における文化財の保存及び活用

に関する基本的な方針，文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容，文化財を把握するための調査に関する事項，計画期間等を記載するものとします。大枠は大綱とあまり変わりませんが，より具体的な内容が想定され，また認定の手続きも含むことから，指針においてもより詳細に記載されております。

以上が文化財保護法改正の経緯・概要ですが，今一度協議資料の1ページ文化財保護法等改正の経緯を御覧ください。今回の法改正と関係するその他法令等改正の動きについて若干の補足をいたします。

具体的には，経緯の中の吹き出しで記載した3点についてです。まず平成29年6月，文化芸術の基本理念をまとめた「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」として改正されております。また平成30年11月には，中央教育審議会により「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が答申されました。さらにこの答申に沿うかたちで令和元年6月には社会教育関係法律等の改正がなされております。なお中教審の答申については，当課の附属機関である博物館も関係しますので，資料2としてその概要を添付させていただいております。いささか乱暴な言い方になりますが，これら法令の改正の目的には，いずれも多様な主体との連携・協働の推進という，文化財保護法改正のそれと同じ地平にあるものが示されております。文化財に限らず，文化芸術や社会教育が他分野との連携といった多角的な視野をもって動きつつあることを御承知いただければ幸いです。

さて，前提が長くなりましたが，続いて宮城県における文化財保存活用大綱の策定にあたっての基本的な考え方を(ロ)から(ホ)として説明させていただきます。協議資料の3ページを御覧ください。まずは宮城県における大綱の目的と位置付けです。

目的としては，これまでの文化財の保存と活用の取り組みや課題，東日本大震災等による文化財を取り巻く状況の変化等を踏まえ，中長期的観点からの文化財保護方針となる「宮城県文化財保存活用大綱」を策定することとします。

大綱の位置づけについては，文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づくものとし，宮城県の教育施策の方向性を示した「第2期宮城県教育振興基本計画」(資料5)，そして宮城県の文化芸術振興を目指した「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」(資料6)，これらの実現に向けた文化財分野での方針策定として一体性や整合性を考慮したものとします。なお，方針の展開にあたっては，県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」や東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」との一体性，さらにはその改定計画や後継計画との整合性も考慮します。協議資料4ページをお開きください。他の計画との関係イメージを示しましたので参照いただければ幸いです。

そして，大綱の策定にあたっての視点としては，県が実施する文化財関係事業並びに目標を体系化すること，市町村文化財保護行政運営並びに地域計画策定にあたり参考となる大綱とすること，この2つを大きな視点に据えます。イメージとしては，後者の基本理念をベースに，前者の県としての事業を若干具体的に記載するものを考えております。

つづきまして，「策定検討期間」と「策定後を見据えた対応」にかかり若干の説明を策定上の方針として説明いたします。

まず「策定検討期間」について。ここで資料3文化庁の策定指針をお開きください。43ページを最後として以降は参考資料となっておりますが，その参考資料2「文化財保存活用大綱の策定スケジュール例」を御覧ください。このモデルスケジュールでは，大綱の策定は1年に設定されております。しかし，協議資料にお戻りいただき4ページ上の関連する宮城県の他の計画との関係イメージを御覧ください。その他計画の多くが令和2年度の震災復興期間を終期としております。今回策定する大綱は，それらの改定と連絡調整の上，後継と一体性・整合性をもたせる必要

があります。また、大綱に盛り込む文化財の防災対策等については、宮城県において東日本大震災の復旧復興の総括が肝要となり、復興期間の令和2年度までの総括と並行した策定が求められます。以上により、文化庁の指針では1か年程度を想定している策定期間を、宮城県では令和元年度から2年度の2か年としたいと考えております。

つづいて「策定後を見据えた対応」について。大綱策定にあたっては、市町村や庁内他課から意見等を聴取することを検討しておりますが、大綱を勘案すべき市町村地域計画の策定の動き如何によっては、令和2年度末の大綱策定後に微調整を行うことも想定されます。このことから、策定後の時点修正・調整に対応するため、文化庁の策定指針で示すような「協議会」は組織せず、県教育委員会附属機関である文化財保護審議会にて策定を協議することにいたしました。また、大綱自体は冊子刊行せず、ウェブサイト等でのPDFデータによる発行としたいと考えております。

つづいて大綱の対象期間について。協議資料5ページを御覧ください。大綱は中長期的な理念をまとめるものであることから、当然ですが通常は短期的なものとはなりません。しかし、文化庁行政においてこのような計画をつくるのは初めてのことであり、市町村が策定する文化財保存活用地域計画の動向を見据える必要もあることから、まずは令和3年度から令和7年度の概ね5年として考えたいと思います。

ハ)として今回の大綱で対象とする文化財を確認いたします。協議資料は5ページ上段からとなります。文化財保護法第2条では、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群を、指定等の有無にかかわらず「文化財」と規定しております。本大綱では、これら文化財のほか、同法で規定されている埋蔵文化財（遺跡・遺物等）、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能も対象といたします。具体的には5ページ中段から6ページにかけての表を参照ください。

なお、これら文化財保護法に記載される文化的所産のほかにも、地域にとって価値のある所産はあろうかと思えます。ここで再び資料3文化庁の指針の1ページをお開きください。ページ下のほうに本指針の対象とする文化財がまとめてあります。この下から2行目より次のように記されます。「さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。」。宮城県としてもこれに倣い、例えば「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」で対象とした文化財以外の文化芸術のうち、宮城県にとって歴史的価値を有し、かつ次世代に継承すべきものと判断される文化的所産については、地域の歴史環境として一体的に保護する方針も検討いたします。具体的なイメージとしては、協議資料6ページ上段に参考として掲載しました、「宮城県文化芸術振興ビジョン」で対象とする文化芸術の範囲の一部がそれに該当しようかと考えております。

続いてニ)大綱の骨子案を説明いたします。協議資料は6ページ、また参考として資料3文化庁の策定指針をお開きください。先ほど御覧いただいた参考資料2「文化財保存活用大綱の策定スケジュール例」の前に参考資料1として記される「文化財保存活用大綱の構成例」も併せて御覧ください。

先ほど大綱とはどんなものかをお話しした際、文化庁の指針で示されている「記載すべき事項」を説明させていただきました。文化庁の指針では、この記載すべき事項をもとに、あらかじめ構成例を提示しております。しかし、その例は方針とその対応が混在しているため、事務局としては記載すべきとされる事項を理念・方針・推進と展開という構成に整え、協議資料6ページからのような骨子で作り込みを行うべきと考えました。

まず序章として、本日説明した内容である策定の背景・目的、大綱の位置付け、対象とする文化財といった基本情報をまとめます。

第1章では現状と課題を総論と各論で整理し、各論は文化財種類ごとの取り組みと課題とします。なお、(9)は、先ほど対象とする文化財でも触れました文化財保護法で規定されるもの以外の文化的所産を、(10)は、たとえば日本遺産などストーリー性をもったものなどを想定しております。

第2章では、第1章の現状と課題から総合目標と基本方針を示します。基本方針は体制、保存、活用、管理、それぞれの観点から整理いたします。

第3章ではその基本方針をいかに推進するかを示します。なお、県有財産である文化財の保存活用や県が実施する事業については、この第3章で若干具体的に触れることになろうかと思えます。参考までに協議資料8ページに県所有・管理の指定等文化財一覧を掲載しました。これらを中心とした文化財の保存活用の推進・展開が、県が実施するものとして一定程度方向性を提示することになろうかと考えております。

以上が骨子となりますが、大綱にはこのほか参考資料として県内の指定文化財、県が刊行した文化財関係図書、県所有管理の文化財について一覧掲載します。

最後に、ホ)大綱策定の進め方を説明いたします。協議資料9ページを御覧ください。策定の方針でも触れましたが、本年度と来年度の2か年で、この文化財保護審議会で協議をいただくことを考えております。大まかな流れは表のとおりで、大綱策定においては通常年2回の審議会のほか、今回を1回目として、来年度4月、9月、2月に審議会を開催して協議をいただく計画にあります。

策定業務としては、今回協議いただいた内容をもとに、市町村からの意見聴取等を行い、骨子肉付けを本年度一杯で実施し、来年度4月に素案として提示、協議をいただきます。さらに素案をもとに市町村や庁内に意見照会を行った案を来年度9月に協議いただき、さらにパブリックコメントを経て来年2月には最終案として整えることを考えております。委員の皆様には、例年より多い審議会開催となりますことをあらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。

なお、協議資料10ページには、骨子肉付けのための意見聴取内容案を提示しております。この点についても御意見を頂戴できれば幸いです。

以上、長くなりましたが、これら大綱の策定にかかり、よろしく御審議をお願いいたします。

○永広会長

それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見あるいはご質問いただきたいと思いますが、全体かなり多岐にわたっておりますので、今ご説明いただいたイロハニホの順に、一項目ずつについて、ご意見あるいはご質問した上で最後に、まとめて全体についてお諮りしたいと思います。それでは最初にイ大綱策定の背景について、ご質問あるいはご意見ありましたらお願いします。

○平吹委員

最初に、本県の特徴として東日本大震災の教訓を生かすというような文言がありましたが、具体的にそれをどのように盛り込んでいくのでしょうか。

いろいろな教訓があるなかで、10年目を区切りとして、様々な部局から反省、課題、成果が上がってきて、それらを新たな大綱に落とし込むということになるかと思うのですが、その辺りのところで、宮城県らしさを出すことが必要なかどうかということについて教えて下さい。

○関口班長

まだイメージ段階の状況ではございますけども、今回の大綱につきましては、項目の一つに、文化財防災に関する体制、あるいは取り組みというところが、明記されます。私も宮城県としまし

では、被災県ということで、経験が、経験という言い方もよくないですが、被災した経験がございますので、そういったものを生かすような形で、実体性のある防災計画を記載したいと思えます。

実際の防災計画というのは、この大綱を作った後に計画を立てるということになろうかと思うのですが、何かそういったものに繋がるような考え方というのを、この中で提示できればなど考えております。

非公開でやっております審議会の県指定候補の中では、被災したものの場合によっては指定にしていこうというご意見もあります。そういったところで指定の方針についても、ある程度明文化される中で、もしかしたらそういったものを出すことも検討されるのではないのかなと思えます。

○永広会長

今までのことと関係してくるんですが、10年間の震災に関係するいろいろな分野での総括が、だんだん出てくると思うのですが、それはある程度もう具体的な形は現れてきているんでしょうか。つまり、それがある程度出ていないと参考にするといっても、タイムラグが当然出てきますので、終了期間と策定期間の終わりが全く同じというのは違和感があります。総括の方も1年くらい前に、きちんとした文書にはなっていないなくても、概略がわかっていないと取り入れられないのではないかという気がするんですが。

○関口班長

平成27年復旧復興に関する中間報告を宮城県文化財課の方では出させて戴いておりますので、それらも踏まえながら、まさにこの大綱策定と並行するような形で総括を行いたいというふうに考えております。

○川島副会長

今のことに関連してなのですが、東日本大震災というのは、文化財レスキューも経験されているわけですよね。そういうものも具体的に織り込んでいかなければならないと思っているのですが、その件に関してご意見ございますか。

○関口班長

どちらかといえばその大綱というのは基本理念、あるいは基本方針でありますので、そういったものに具体というのはあまりなじまないかなというイメージを持っておりまして、その辺りが少し悩ましいです。

ただ県が行う事業につきましては、ある程度具体的に書いていきたいという気持ちがあります。よい書き方があれば、ぜひご指導いただきたいです。

○菊池委員

私も今の問題に関連して。大綱を作成するにあたって、改正というのがまず背景にあるということでした。その通りかと思うのですが、宮城県の場合は先ほどから話題になっていますように、東日本大震災という大きな震災の経験があって、そこでまさにこの保護法の改正にも書かれているような、文化財継承基盤であるコミュニティの脆弱化とか、地域の文化財を維持していく体制そのものの基盤が脅かされているという問題を経験したわけですね。ですから、序章の書き方なのですが、上から降りてきたような、改正を受けたから大綱を作るという言い方だけではない。やはり宮城県が受けたこの8年、9年、の経験の中で、今こそ必要で、主体的に宮城県がこういう問題を考えなければいけない、考えているのだということを表明するような、発信

にしていなければいいのかなと思いました。

文化財の危機というのが、やはり震災のあとというのは特に集落が消滅し、あるいは移転をし、担い手がなくなってくるような状況で発生してきて、それをこの8年9年の中で、県や市町村も努力をしながら、対応してきたわけです。そういう意味でもこの大綱作成を主体的なものにしていくというのは、一番望むところです。

○関口班長

やはり今、書きぶりが非常にドライな感じになっているので「らしさ」というものを、序章から、あるいは課題整理の中でも、必ず入れたいと思います。

○長島委員

これを作る上での入口と出口の問題について。例えば資料4にありますように、文化財保護法の改正、ここでは地域計画にしても、保存活用計画にしても、何々「できる」という書きぶりなのですね。「やりなさい」、じゃなく「できる」んですよ。ところが今回いただきました県からの諮問、大綱策定についてを見させていただきますと、宮城県ではできるんじゃないかとするんですよというふうに解釈しているという理解で、よろしいのでしょうか。実は今年、この地域計画を内部で検討する中で、私どもの中ではこれやらなきゃいけないというマインドでやっているんですけども、やはり行政体の中では、優先順位が何番目なのかという言い方がされます。できるということであれば今はやらなくたっていいんじゃないのと、そういうふうにする人も多いんですね。そこで宮城県においては、各市町村にこういうものを作っていただきますよ、そこまでつなげていただきますよ、というような後押しといいますか、それがあると現状よりは一歩進める感じがします。

他部局も同じような認識が持てるような、その辺りは時間がかかっても、具体的な研究というか手法を検討しないと、なかなか現実に結びつかないんじゃないかなと、末端の市町村では感じるところがあります。

○天野課長

この大綱というのは基本的な方針を示すもので、何のために示すかということ、市町村が地域計画を作るのを目的としています。したがって県がつくれ、という姿勢をとるのは少し違います。まずは市町村の方でそれを盛り上げていただきたい。そういう意味で仰っているのかもしれないですけども。

県の方から、改正されたから市町村はこれを受けて作りなさいよ、ということではなく、これを受けて市町村が本当に法改正の趣旨をふまえて自発的に行う、という側面も欲しいところなのです。

○長島委員

それは十分わかるのですが、やはりこれを現実化するためには、市町村に預けてしまうと、市町村の中での熟度というのは、なかなかエネルギーが上がらない側面があるのが実態かなと思います。だからかけ声だけでも結構ですから、県の方が、ぜひ各市町村頑張ってくださいよというようなスタンスをとっていただきたいというのが市町村の気持ちです。

○永広会長

おそらくこの「確実に推進」というのはそういう思いが入っているわけではないのです。市町村が独自に立てるべきものだけれど、県はそれを強力に後押しいたしますよという意味でとって

いただければ。

一つだけ、ここでお聞きすることなのかよくわからないのですが、ここでは県が大綱を定めるということについて今、議論をしているわけなのですが、今回の法改正の中では、そういう大綱あるいは地方で取り組みに関連して、地方文化行政の推進力強化というのが一つの柱になっていて、その中に地方文化保護行政の所管を首長部局への移管ができるようにすると。従来でも一部はもうすでに移管されている部分もあるようですけれど。こういうことが必要な側面があるというのはわかるのですが、文化財行政を普段行っていないような部局、それを所管したときに、ともすれば、その活用ということが前面に出過ぎてしまって、保護というところがやや後回しになってしまう危惧があります。だから大綱を書くにあたって、県としての姿勢がどこかで盛り込まれるべきなのかとも思いますが。それともそれは大綱本体とは関係のないこととするか、その辺り、もしもお答えできれば、お願いしたいのですが。

○関口班長

首長部局への移管に際して考えられる問題としては、開発との兼ね合いで活用に傾倒してしまうというようなことです。法文上その辺りをどう規制しているかといいますと、文化財保護審議会というのも実は義務設置ではなく、任意設置だということでもた全国市町村で100%いってないらしいのですが、ただし、首長部局に文化財行政がいく場合は教育委員会に文化財保護審議会を置くこと、というような形にしておりますので、一定程度はブレーキがかかるようなシステムに、法文上ではなっています。

大綱なり、地域計画なりで、何かその辺りを書くかというようなところに関しては、なかなか明確に書くような形にはならないかと思うのですが、間接的な書き方としましては、こちらの資料3の本文、文化財保存活用の体制というようなところで、文化財保護主管課はどこで、観光行政、都市計画課、観光振興課はこういうことをやっている、という表を最後につけるということになっております。

大綱には国の認定がないのですが、地域計画の場合、こういった表を最後につけるということが、文化庁の認定を受けるためにも必要な情報になってきます。その意味ではある程度地域計画あるいは大綱のところで、コントロールがされるかと思えます。

○永広会長

宮城県内の市町村で、文化財保護審議会が置かれていないところは。

○関口班長

ありません。

○永広会長

どうもありがとうございます。その他にないようでしたら、次のロの大綱の目的と位置づけの部分に移りたいと思います。ロの部分について、ご意見あるいはご質問ございましたらどうぞ。

○佐藤委員

ロの大綱の位置付けの中の策定上の方針について。文化庁の策定指針では協議会を設置するとあり、その協議会は、文化財関係者以外のNPO法人や他の観光部局、そういうのを入れております。どちらかというと、保存と活用のうち、今まであまり言われていなかった活用のところを、検討しなさいというのが国の方針だと思うのですが、宮城県はそれを設置しないと。私個人としてはその指針から外れた方がいいと思っているのですが、このことが不利になったりしない

のかというのは少し心配です。先ほど会長もおっしゃられたように、全庁的に文化財の保存活用計画を位置づけていく時に、文化財課だけで勝手に決めてるんでしょという印象も持たれるんじゃないかという危惧も半分はあります。

○関口班長

こちらの指針の一番最後のページ、まさに裏表紙に協議会構成員の例があります。こちらのような形のを国はイメージしておりますが、ただ一方で指針の中でも、既存の文化財保護審議会を活用してもよいとされており、その辺りのプロセスは一任されている、というふうにもいえます。

私どもも今回の策定にあたっては、当然ながら、庁内各課には情報を集約する、あるいは意見聴取をする予定です。これがどこまで書けるかわかりませんが、一番肝となるのは、本来的には、市町村が作る地域が主役だと思っておりますので、大綱があまり細かいことは書けません。とはいえ、大綱で書く細かいことは何かと考えた時に、宮城県が持っているもの、協議会資料の8ページで、宮城県所有管理の指定等文化財の一覧を載せていただいておりますが、こうしたものが挙げられるかと思えます。これは指定等文化財、登録文化財も含めております。実は未指定の文化財と呼んでいいようなものもここで記載します。他の課室が管理しているそうしたものの情報をどこまで大綱に載せていけるかというのは課題です。十分に広くあるいは個別に情報収集して、連携協議をしていきたいと思えます。

○永広会長

多分各県ごとにいろいろな考え方、やり方があるんでしょけれども、最終的には教育委員会の責任でつくるべきもので、例えば教育委員会が、そうした適切な中身にするために、どのような意見を聴取するかは重要です。我々のこのメンバーの顔だけ見ていると大学教員とか、文化財担当部局とかは入っていると思うのですが、活用に特に関わる観光協会とかを考えたときには確かに、教育委員会が、例えば観光部局とかとどの程度のすり合わせをされるのかが課題ですね。

○関口班長

難しいところはやはり、文化財ご専門の方が、理念的なところを話す段階で、観光の方をお呼びしてもイメージしにくいのではないのかということです。ある程度肉づけが固まった段階で、ご意見をいただいたりするのがいいかなと思っていました。

実はその今日議題資料のスケジュールの所に掲載させていただいておりますけれども、素案ができた後に、庁内各課へ照会あるいは、協議をしたいと考えます。ものが見えてこないとなかなか協議がしにくい。さてどうしましょうかと言って、文化財を主にやってない人から、いろいろご意見をいただき過ぎると收拾がつかなくなってくるかと思えますので、まずは骨子から考えたいと思えます。

○永広会長

それはホの部分に関わってくるかもしれないのですが、幸いスケジュール的にはかなり余裕がありますので、大綱の案を提示してからパブリックコメントをいただいて、そのあと最終案までに何ヶ月かありますので、何かいろんなことができそうではあります。こういうスケジュールで書いていると、皆さんのんびりとしてしまうかもしれないですけど、このスケジュール通りに進めば、もう一度見直して、細かいところを検討するというようなことがあるかもしれないので、今後、そういうことも含めて考えていきたいと思えます。

○阿子島委員

作成にあたって協議会を組織することができる。条文上はできるんだからしなくても、ということが先ほどから出ていますが、これは原点にさかのぼって文化財保護法の趣旨を考えますと、その文化財の保護は、保存と活用が大きな柱としてあるわけです。ここにいらっしゃる皆さんは、皆さんよくご承知のことですが、それを活用にし少し重点を置くという、改正の趣旨があったということなのですが、しかし、実際の文化財保護行政の実務ということの専門性と、手続き、あるいは地域社会との接点を含めて、こういった実務のスムーズな実行を考えますと、やはり根本になるところの大綱の作成は、分野を担ってきた文化財課が関係部局との、意見聴取あるいは調整を図るというのが、宮城県の長年の、行政の流れからして、非常に妥当なことではないかと思えます。私もこの、審議会の委員をかなり長く務めさせていただいておりますが、委員としましてはこの事務局案に賛成するところであります。

○永広会長

ではまた後でお気づきの点がありましたら出していただくとして、大綱で対象とする文化財の項目に移りたいと思います。この部分について、何かご質問、あるいはご意見ございましたらお願いいたします。

○佐藤委員

これからだと思うのですけれども、文化芸術の範囲のものについて、例えばリストアップをするなど、大綱なのでどこまでやるかという問題があるかと思うのです。この部分については今カテゴリーだけが上がってきておりますけれども、これに対してどこまでやろうというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○関口班長

リストとして出せるかどうかという根本的な問題があります。いろいろイメージしているものはあるのですが、まだ今は申し上げられません。文化財以外について理念でどこまで語れるかというのが正直わかりませんが、スタンスとして、私どもが作る大綱が、市町村が作る地域計画のお手本にならなくてはいけないというところがございますので、具体をどこまで書くかというのが難しい中で、一番書きやすかったのが今回の芸術振興ビジョンであったというところでは、具体的に何かと言ったときには、むしろ市町村が作る地域計画で示されるのかなとイメージしております。関係各課との話し合いの中で、協力しながら掲載していくのも一つかと思えます。

○永広会長

具体的には将来の問題なのかもしれませんが、市町村から上がってくる地域計画の中には、文化財の概要という項目があってそこには文化財リストが多分、添付資料としてつくと思います。当然この文化財リストの文化財の中には、未指定が入るわけでしょうし、ここをもう少し広い意味でとって、従来の文化財の規定に入らないものを例として示す。あるいは市町村と協議の中で、そういう点について県として強い要望を出すということがあれば、よろしいのかなと思います。

○関口班長

文化庁から立ち話的に言われていることの一つとして、複数市町村に跨るものは是非積極的に書いて欲しいということをおっしゃっております。広域なエリアという意味での有形という問題、記念物や文化的景観のようなエリアとか、あるいは想定されるのは、無形文化財、無形民俗文化財であまり地域を定めず、伝播しているようなものについては、もしかしたら、書かなくてはならな

い機会があるのかなと思います。県でいえば指定文化財の特別名勝松島なんかまさにそうです。まあ、もっと具体例挙げてしまった方がいいというのであれば、例えば貞山運河、あるいは民俗芸能でいえば南部神楽もそうかもしれないです。

○永広会長

その他ございますか。特にないようでしたらまた次に、進めさせていただきたいと思います。次に二大綱の骨子案について、何かご質問あるいはご意見ございましたらお願いいたします。

○平吹委員

前にも少しお話したことがあったかもしれないのですが、将来に受け継ぐというために、担い手を育成するための教育についても取り組んでいただきたいなと思います。学校教育だけではなくて社会教育も含めた教育というところとの連関をご検討いただければと思います。

○永広会長

私から一つ。県の所管、あるいは県が管理する文化財についても、何か具体的な方針、活用等の方針をここで述べたいとおっしゃったのですが、これはどこで表明されるか。市町村ではこの大綱を受けた具体的な基本計画の中で、市町村の管理している文化財について、その保存活用の方針を具体的に述べられると思うのですが。つまり県の場合はあくまでも大綱、理念の問題なので具体的な個別の問題について述べるのはふさわしくないかなという気がするのですが。先ほどのご説明の意味を教えてください。

○関口班長

そうですね。具体の具体となりますと、例えば私どもの課でいえば、東北歴史博物館なり多賀城跡調査研究所の内容についてこと細かに書くかという、多分それは違います。具体的な計画がもしあるとすれば、大綱に準ずる形で、また博物館や研究所がそれぞれ計画を作っていくという形になるかと思います。イメージがなかなか伝えにくいところなのですが、県で行っている事業はこういう方針でやっております、というぐらいのイメージなのかなと。

○永広会長

文化庁の指針の中の、文化財保存活用計画のところにある、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者管理団体等が作成する保存活用の考え方、具体的な取り組みの内容を定めた、基本的な計画である、というようなものが元になるのでしょうか。

県の管理の下にある博物館の計画と、その施設がある市町村の基本計画との兼ね合いはどうなるのでしょうか。

○関口班長

これが県の資産、あるいは県が行っている事業でしたら県が作ることになるのですが、いわゆる一般の文化財で個人さんやで宗教法人さんが所有している個々の文化財の保存活用計画はその所有者さんが作ります。どっちが上位かというのも言い方は良くないのですが、そのほかの文化財との関連性がどうかとか、ストーリー上どうなのかということを整理したものが地域計画になる。個々の文化財に関しては保存活用計画を作ります。つまり個々の保存活用計画についてはそれが市の所管であれば市が責任を持って、その管理者との間で話をして作成し、県の所管であれば県が作成するというようなこととなります。事例で申しますと、私どもは特別名勝松島の管理団体でございますので、管理計画を策定して、管理していく。仙台城は仙台市の管理

でございますので今、仙台市が保存活用計画を策定している。

○永広会長

文化庁との関わりなのですけれど、今回の法改正では市町村は地域計画を作ることができるようになってはいるけれどそれ、どういう論理立てで、そういう計画を立てることになるのかというのが、もう一つよくわからない。手引きというか指針は一つにまとまっているのですが、いわゆる地域における総合的な保存活用と、個々の保存活用というのが、別立てになっておりますので、決して関係性がないわけではないのですが、考え方としてはまた別の問題になる。先ほど同じことですが、市町村の管理あるいは市町村が指導している団体の場合には市町村の地域計画があって、それに則って個別の計画を立てますと。このように上がっていくことができるかと思うのですが、県所有の場合にはどうなるか。地域計画という一項目が抜けているので、大綱から直接というわけにはいかない。このあたりがよくわからない。

○関口班長

地域計画の方で、県所有であればまだ地域性があるからいいと思うのですが、国が所有している物が一番悩ましい。具体例を出して申し訳ないのですが、仙台市さんが地域計画を作るときに、図書館なり、美術館の資料のことを書くのかどうかというと、なかなか難しいと思います。多賀城市が地域計画を作るときに、博物館をどうするか、我々はそうやって悩むことになります。以前お話したのですが、東京都が大綱を作る時に国立の博物館をどう書くのか悩ましいと思います。

そういった市町村において、国・県の施設を地域計画の中でどう位置づけるかは、やはりその地域との関わり方によると思われる。情報共有しながら、場合によっては地域計画作成に県の施設が協力していくというのも一つのスタンスとして、この大綱で書いてゆくというのも手かもしれない。

こういうことを想定すると、ある程度我々がリストアップをする努力をしなくてはならないし、市町村からそうしたご要望があるときには受け入れる体制をとらなくてはならないと思います。

○阿子島委員

大綱の文章を書いていくなかで、この文化財保護法に明快に規定されていない、例えば芸術文化的な対象を入れていくかということについてなのですが、大綱の骨子案ですと第一章の2の(9)と(10)、この辺に先ほどの宮城県芸術文化振興ビジョン、にあるようなものが入っているのかと考えたですけれども、これは非常に幅が広い。どれを取り上げるかということに他意はないのですが、例えば、漫画、アニメはある市町村にとっては地域的多様性というところで、漫画が非常に重要な地域もあります。こうした市町村が地域計画に組み入れて、総合的に考えていきたいところが出てきた場合に、それを文化財保護法で明快に規定されているかどうかということから少し広げて、そういう内容も含められるようにすることも考えられる。

幅広く、あるいは、市町村を越えたようなものの扱いについては、日本遺産なんかの発想もあるところで、そういう場合に、保存と活用といったときに、こういった活用は、保存ということがしっかりと実務的にもなされていて、それを維持しながら活用して行って、新たな社会貢献を生み出すというのが、基礎的な考え方だと思うのです。こうしたものの理念的な位置付けというのは、文化財保護法に入れてもよろしいものなんでしょうか。ようするに文化財保護法で明確に規定されていないような内容を入れても差支えないような大綱案にする。それで、市町村の地域多様性に基づいた自発的な試みを、県としてもサポートしていきますという、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○関口班長

そうですね。具体がどこまで述べられるかというのは難しく、例えばこの参考例で挙げた文化芸術振興ビジョンに書かれているものとか、あとはあえて入れるとすれば、当県であれば、宮城県の伝統的工芸品なども紹介できます。具体的に言えば言うほど、難しい話になりますね。

○阿子島委員

難しいところだと思いますけども、こういうものも、地域計画では含まれることを妨げないという意味ですね。ありがとうございます。

○永広会長

他にはいかがでしょうか。骨子案とはいえ、もう少し中身の肉付けができてからでないとなかなか議論できないかなという気もいたしますけれども。

○菊池委員

些末なことですが、2番目の(7)、(8)の順序について埋蔵文化財が(8)で、保存技術が(7)ですが、これは逆にされた方がよろしいかと。

○関口班長

逆でした。申し訳ございません。

○永広会長

それでは、ホの大綱策定の進め方の部分についてご意見、あるいはご質問はありませんか。

○川島副会長

市町村への意見徴収をアンケートでという点なのですが、それはもう具体的に作成されているのでしょうか。

○関口班長

まだできていないです。

○川島副会長

ではどういうことをアンケートで伺うのか、もし今の時点でおわかりでしたら、教えて下さい。

○関口班長

まだイメージでしかないのですが、これから我々が作成するにあたって、どういうものを求めているのか、自由記載も設けたいと考えて降ります。あとは文化財の防災について、所有者さんに一番近いのは市町村の皆さんを通じてアンケートが取れば良いと考えております。そういった話を市町村ごと、あるいはエリアごとを書いていただく予定です。

○永広会長

これはスケジュールのところ、12月のところに書いてあるのですが、もう少しやはり期間としては長いと。

○関口班長

今回のご審議がご了解いただけるのであれば、まずはアンケート案を作ってくださいね、ただちに準備は整えたいなというふうには考えております。本来的には、ここでご審議いただくべきかと思うので、場合によっては皆様方に見ていただいて、他に付け加えることがあればご意見を頂戴したいと思います。

○永広会長

そうですね。メールで雛形をいただければと思います。

大綱が完全に決まった後で、もしも地域計画が各市町村で作られるとすると、2年、今から1年半後になってしまうのですが、遅くなることによる不利益はないかというのが少しだけ気になります。大綱を勘案して、ですから、大綱を待たずに地域計画作成は基本的にはないと考えてよろしいのでしょうか。

○関口班長

特に不利益はないかと思います。

早いところだと、全国的に見るとこの6月に地域計画の認定を受けている所もあります。大綱はまだこの都道府県も完成しておりませんが、もともとは歴史文化基本構想を、ずっと文化庁が進めておりましたので、市町村によっては歴史文化基本構想の延長に、それがスライドする形で認定に至ったということも、もしかしたら考えられます。

○川島副会長

今、会長おっしゃったように認定されるとどう違うのでしょうか。

○関口班長

資料4、文化庁が説明するメリットとして必ず出てくるのがこれなのですけれども。(1)の②、市町村は、と書かれた下の四角囲みでございます。

計画の認定を受けることによる効果。国の登録文化財とすべき物件を提案できることとする。要は、意見具申ではなくて、後から手挙げでも、登録文化財になるというもの一つ。もう一つは、すでに都道府県、市では許可されている文化庁の現状変更権限を、町でもおこなえるようになる。ともに何がメリットかわからないようなことがあります。

○永広会長

多少迅速にはなるかもしれませんね。

○関口班長

他の補助金なり交付金なりが受け入れられやすくなるのは事実です。今明らかになっているものとして、地方創生交付金事業を申請する際に、この大綱なり地域計画に書いてある内容をおこなう場合、地方創出事業というのは申請件数が限られるらしいのですが、その上限が撤廃できる、いうものがあります。多分今後、もしかしたらいろいろ、後付けて出てきてくれるかなと思います。

○平吹先生

市町村に何にもメリットがないと、なかなか皆さんニコニコしていただけないんじゃないかなという気持ちになってきたのですが、今のメリットをお聞きして少し安心しました。そのあたり、

私たちが強引に理想を語りすぎてしまって、上からどんどん落としていくと怖いなという、そういった感想を持ちました。

○関口班長

今いろいろ話をしていると、上からやらされているみたいな形になってしまうかもしれないですけども、実際は自分たちが文化財保護行政として何をしているのかということを確認するのが目的とも捉えております。自分たちがやっていること振り返る良いきっかけでもあり、また今後を考える上でも必要な計画であると認識しておりますので、決してネガティブにはやっておりません。たしかに難しい部分があり、説明に窮する部分もあるのですが、計画を作ることによって得られる別のメリットをも伝えていければなというふうに考えております。

○永広会長

県がかえって大変になるかとは思いますがね、そういう市町村の取り組みに関する援助をどうするかということ、大綱に書かなければいけないですね。大きい仙台市のような大きいところはいいとして、小さい市町村になると文化財関連のきちんとした人材が置かれていないところが結構多い、学芸員的な人材がないという、市町村が多いと思うので、そういうところはこれをぱっと降ろされても困ると思うのです。そこでいかに県がそれを援助していくかというのが問われるような気はいたします。

○長島委員

仙台市も正直これについて明るいことは言えないのですが、やはり未指定文化財のものもいれるとなってきますと、やはり町のサイズが問題です。仙台市の区ごとに作るとか言われればまだ手を付けやすいのですが、海から山まで全部一つの地域計画となりますと、私どもにとっては、組織改編も含めて考えねばならない。そのためには、作る理由をたくさん持って行って、さあやろうという形を作れるかが問われます。これは小さいところも大きいところも、ある意味同じかと。始める時にしっかりした、体制、人員、あるいは、到達点みたいなものがないとなかなか進まないものかと思えます。

○近江委員

今、かなり大変だと思うのですが、逆に好意的にとらえれば、日常的には考えられていないことにあえて目を向ける、という形になるし、そのことで、改めて我が町、村の文化を見直すチャンスにもなるかもしれないですね。大きな市では専門の方が、文化財業務にあたられているかと思いますが、小さい町となりますと全くその分野の専門ではない方が担当しているという例が多いです。そういった方々は、自分がやっていることが、どれほど価値があるかということをおぼろげに知っていることもあるかと思うのです。そういう方に光を当てて人材育成をしていく場というか、新たな視点で人を発掘して、そして育てていくという視点も重要かと思えます。他にも研究者、あるいは個人的に趣味で文化財的な知識を持っている人とか、そういう方を引き込みながら、改めて人材づくりというか、裾野を広げていくということをしていけたらと思います。調査しておりますと、現場にはそういう研究を個人で、好きだからやっていますという方、たくさんおいでになるかと思うのです。

こういうものはやはりマイナス点だけを見ていくと本当に大変なことになってしまうのですが、逆に好意的に見ていけばいろいろな可能性があるかと思えます。

○永広会長

大綱の進め方について、特にないようでしたら、また元に戻りまして、全体について何かご質問あるいはご意見ありましたらお願いします。

特にないようですので、大綱の策定についてのご意見もほぼ出たかなと思います。策定の進行に合わせてまたご意見いただければと思います。本日の大綱に関する協議はここで終了させていただきたいと思います。

議事に戻りまして、協議事項その他について、何か委員の先生方からございますか。事務局から何かございますか。

○関口班長

特に、ございません。

○永広会長

それでは、特にないということですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。みなさんどうもご審議ありがとうございました。

○佐藤総括

ご審議ありがとうございました。会長はじめ、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。引き続きまして、今後の協議日程につきまして、事務局からご案内いたします。

○屋代班長

本審議会、第3回を1月中旬に予定しております。日程が近づきましたら、委員の先生方へ日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤総括

以上で、令和元年度第2回文化財保護審議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。